

○山梨県警察無線電話局の運用に関する訓令

〔平成30年2月1日〕
〔本部訓令第2号〕

(概要)

この訓令は、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）及び警察無線通話細目（平成24年12月14日付け、警察庁乙情発第8号）に基づき、山梨県警察における無線電話局（山梨県警察の無線設備及び当該無線設備の操作を行うものの総体をいう。）の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めたものである。